

# 福岡県公報

平成19年10月22日  
第 2 7 4 1 号

## 目 次

告 示 (第1947号—第1961号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(水産振興課)	.....	1
土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
公共測量の実施	(土木管理課)	.....	2
公共測量の実施	(土木管理課)	.....	2
公共測量の実施	(土木管理課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	5
告 告			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	.....	5

## 告 示

福岡県告示第1947号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字仲原字道徳2842 - 1 及び2842 - 9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
広島市西区己斐本町3丁目12番39号  
ドリームベット株式会社 代表取締役 渡辺 博之

福岡県告示第1948号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市西区今津 "	松 本 忠 進 藤 軍 司	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧浜崎今津漁業協同組合の地区 (浜崎今津加入区)	小型一般 漁業
福岡市中央区港 福岡市東区大字志賀島	福岡市漁業協同組合 上 野 博 之	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区 (志賀島加入区)	小型定置 網漁業

福岡県告示第1949号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定

により次のように公告する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の 事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（有田地区）	平成19年 1月29日	平成19年 3月30日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（板持地区）	平成19年 1月29日	平成19年 3月30日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（波多江地区）	平成19年 1月29日	平成19年 3月30日
前原市土地改良区	農道整備事業（井原地区）	平成18年10月30日	平成19年 1月15日
前原市土地改良区	農道整備事業（末永地区）	平成18年10月30日	平成19年 1月18日
前原市土地改良区	農道整備事業（波多江地区）	平成18年10月30日	平成19年 1月31日
前原市土地改良区	農道整備事業（大門地区）	平成18年10月30日	平成19年 1月29日

福岡県告示第1950号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字長者原字舟ヶ裏71番6及び71番14から71番41まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区草香江2丁目7番1号  
株式会社 アスト 代表取締役 草場 春次

福岡県告示第1951号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
行橋市大字上津間熊字古川12-5から12-13まで、13-1から13-20まで、字小太郎丸37-1から37-9まで、41-1、41-14、41-24、41-25及び大字吉国字川原620-1から620-4まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
行橋市中央2丁目10番9号  
有限会社 三愛ハウス 代表取締役 竹下 千枝子

福岡県告示第1952号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大刀洗町西部土地区画整理事業設立準備委員会から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（地形図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大刀洗町大字高樋・鶴木地域	平成19年10月15日から 平成20年3月31日まで

福岡県告示第1953号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区、小倉南区	平成19年7月26日から 平成19年11月16日まで

福岡県告示第1954号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業山川地区青々換地区確定測量業務）  
（福岡県営土地改良事業立花地区小倉谷・北山換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
みやま市山川町大字甲田・八女郡立花町大字北山	平成19年8月1日から 平成20年3月24日まで

福岡県告示第1955号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字御床字徳房師2166番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島郡志摩町大字御床2236番地6

杉本 剛

福岡県告示第1956号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡岡垣町大字黒山字沖338 - 1 から338 - 3 まで、339 - 1 から339 - 4 まで、340 - 1 から340 - 7 まで、341 - 1、341 - 2、342 - 1、343 から345 まで、346 - 1、346 - 2、347 - 1 から347 - 3 まで、348 - 1 から348 - 3 まで、349 - 1 から349 - 3 まで、350 - 1 から350 - 3 まで、351 - 1、351 - 3、351 - 4、352 - 2 から352 - 4 まで、353、354 - 1、355 - 1、大字糠塚字中西出1803 - 1、1803 - 2、1804 から1807 まで、1808 - 1、1808 - 2、字イシキ1844 から1852 まで、1853 - 1 から1853 - 3 まで、1854 - 1、1854 - 2、1855 - 1、1855 - 2、1856、1857 及び1859 - 1 から1859 - 3 まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号

イオン九州株式会社 代表取締役社長 松井 博史

福岡県告示第1957号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	新 中 延 間 線	前	鞍手郡鞍手町大字上木月867番4先から 同郡同町大字上木月1908番1先まで	11.0 ~ 25.0	210.0
			後	鞍手郡鞍手町大字上木月866番1先から 中間市大字上底井野1908番1先まで	12.0 ~ 26.0	250.0
直 方	県 道	中 宮 間 田 線	前	鞍手郡鞍手町大字上木月879番8先から 同郡同町大字上木月762番1先まで	16.0 ~ 25.0	130.0
			後	同上	16.0 ~ 26.0	130.0
直 方	県 道	中 宮 間 田 線	前	鞍手郡鞍手町大字上木月762番1先から 同郡同町大字上木月691番3先まで	11.4 ~ 24.0	188.0
			後	同上	11.4 ~ 24.0	188.0

福岡県告示第1958号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直 方	新 中 延 間 線	鞍手郡鞍手町大字上木月866番1先から 中間市大字上底井野1908番1先まで
直 方	中 宮 間 田 線	鞍手郡鞍手町大字上木月879番8先から 同郡同町大字上木月762番1先まで
直 方	中 宮 間 田 線	鞍手郡鞍手町大字上木月762番1先から 同郡同町大字上木月691番3先まで

福岡県告示第1959号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	直 鞍 方 手 線	前	直方市大字下新入1794番5先から 同市大字下新入2235番1先まで	11.6 ~ 64.6	474.0
			前	同上	7.2 ~ 19.0	474.0
			後	同上	7.2 ~ 19.0	503.9
			後	同上	11.5 ~ 42.5	474.0

福岡県告示第1960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	大牟田川副線	柳川市西浜武1451番1先から 同市西浜武1468番先まで

福岡県告示第1961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	室木下有木線 若宮	前	宮若市四郎丸658番2先から 同市芹田414番1先まで	9.0 ～ 64.0	1,703.0
			後	同上	9.0 ～ 64.0	1,703.0
			後	宮若市芹田344番31先から 同市芹田414番1先まで	21.0 ～ 75.0	605.0

直方	県道	室木下有木線 若宮	前	宮若市芹田414番1先から 同市芹田526番1先まで	12.4 ～ 49.0	550.0
			後	同上	28.0 ～ 78.0	550.0

公 告

公告

福岡県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年10月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 意見募集期間  
平成19年10月22日から平成19年11月21日まで
- 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）